

「車いすの短期貸出事業」のご案内



旭区社会福祉協議会では、原則として、旭区内に在住、在勤または在学の方に無料で短期間の車いすの貸出を行っています。以下の留意点をご確認の上、安全にご使用ください。

【貸出の用途】

- 1 入院や交通事故、家庭での介護などで一時的に利用する場合(長期利用不可)
- 2 購入手続き中で、納品までのつなぎとして必要な場合
- 3 試用(購入やレンタルを決める前に実際に使ってみたい)の場合
- 4 福祉教育で利用する場合 等

【貸出期間】

1ヶ月以内

※ただし、やむを得ない事情などにより、貸出期間の延長が必要になった場合は、さらに1ヶ月のみ延長可能です。

【申込・予約】

旭区ボランティアセンターへ直接ご来所ください。お電話でのご予約・申込も承ります。

【その他】

- ・ 貸出は無料です。
- ・ 貸出時に、十分な点検と説明を行うよう心がけておりますが、事故等の責任は負いかねますのでご了承ください。
- ・ 貸出中に発生した破損・故障等に関しましては、ご連絡をお願いいたします。(ただし、場合によっては、実費をご負担いただくこともあります)
- ・ 使用にあたり、ご不明な点などがありましたら、事務局までご連絡ください。
- ・ 車いすの受取は、窓口でのみとなっております。(ご自宅等へのお届けはしていません)
- ・ 使用後は、必ずご自身で消毒の上、ご返却をお願いします。
- ・ お近くの地域ケアプラザでも貸出を行っている場合もあります。

《一般的な消毒方法》

【ハンドリム・フットサポート・手押しハンドルなどの樹脂部分(プラスチック)】

⇒次亜塩素酸ナトリウム液または次亜塩素酸水を含ませた布で清拭後、水を含ませた布で清拭し、乾いた布で清拭し乾燥させる。

【シートなどの布部分】【支柱など金属部分】

⇒中性洗剤を含ませた布で清拭後、水を含ませた布で清拭し、乾いた布で清拭して乾燥させる。

お問い合わせ・連絡先

社会福祉法人旭区社会福祉協議会 旭区ボランティアセンター

電話：392-1133 FAX：392-0222

旭区鶴ヶ峰1-6-35

受付時間：月～土の9時～21時、日・祝の9時～17時

(年末年始はお休みです)